

琉球大学学術リポジトリ

2010年改正1994年ベルギー情報公開法

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-10-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井上, 禎男, Inoue, Yoshio メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/49914

2010年改正1994年ベルギー情報公開法

井上 禎 男

I 概 説

1. 憲法第32条との関係
2. 制定年と改正の概要
3. 日本法との対照及び立法の構造

II 条 文

I 概 説

1. 憲法第32条との関係

現行ベルギー憲法第32条は、「何人も、法律、デクレまたは第134条に定める規則に規定される場合を除き、行政文書 (document administratif) を閲覧し (consulter)、またはその写しの交付を受ける (s'en faire remettre copie) 権利を有する。」と規定する¹。

憲法第39条は、公選代表者によって構成される地域圏の機関への管轄権の付与規定であり、特定 (憲法第30条及び第127条ないし129条所定) の場合を除いて、法律で規定する諸事項を決定する当該管轄権が、法律をもって決定されることを定める。本条で明記される第134条は、この第39条が規定する「法律」の執行にかかる規定であり、当該法律によって新設される諸機関が、当該法律が定める事項を公布する規則の法的効力を決定すること等を定める²。つまり、憲法第32条が規定する行政文書閲覧権及び写しの交付受領権は、こうした第

1 テキストについては後掲注3からの参照も可能であるが、ここではベルギー元老院ウェブサイト (<https://www.senate.be/>) 掲載の仏語版を参照した (2021年6月にアクセス)。

2 同上。

134条所定の規則に規定される場合を除き、さらには法律及びデクレに規定される場合も除いて「保障」され得る憲法次元での「権利」ということになる。

行政情報公開の憲法上の根拠がこの第32条にあることにおそらく異論はないが、当該第32条としての憲法上の位置付けは（当然のことながら、1831年の憲法制定時ではなく）1994年2月17日の改正を根拠とする³。本稿で紹介するベルギーの「行政の公開に関する法律 (Loi relative à la publicité de l'administration)」(以下は「ベルギー情報公開法」という)の制定年は1994年であるから、当該憲法改正と連動していることが窺える。

2. 制定年と改正の概要

1994年4月11日に制定され、同年6月3日に公布されたベルギー情報公開法は全14条から構成される（なお、第10条は削除）。

1994年の制定後の改正の経緯をみると、同法は1998年の LOI DU 25-06-1998 PUBLIE LE 04-09-1998 による第8条の改正、2000年の LOI DU 26-06-2000 PUBLIE LE 15-07-2000 による第1条、第6条及び第8条の改正、2006年の LOI DU 05-08-2006 PUBLIE LE 28-08-2006 による第1条及び第6条の改正、2007年の LOI DU 07-03-2007 PUBLIE LE 19-04-2007 による第10条の改正、2010年の LOI DU 04-02-2010 PUBLIE LE 10-03-2010 による第6条の

3 ベルギーの法令検索システム <http://www.ejustice.just.fgov.be/> から検索・参照可能である（2021年6月にアクセス。仏語版を参照）。同ウェブサイト画面中の「Législation belge」から「Nature juridique」に進むと、右のチェック欄に（憲法自体については）「CONSTITUTION 1831」と「CONSTITUTION 1994」の2つが示される。このことのみをもってしても、1994年改正が抜本的であり、かつ現行憲法を構成する分岐点になっていることが窺える。なお、本稿はベルギー憲法自体を検討するものではないので詳細には立ち入らないが、本稿の執筆時点では、独・仏・蘭の各語版原典の比較対照に基づく現行ベルギー憲法の全訳として、佐藤竺編／公益財団法人 地方自治総合研究所『ベルギーの連邦化と地域主義 補巻（資料集）』（2016年10月）5－43頁に触れることができた。当該『補巻（資料集）』は、「自治総研叢書35として発刊された『ベルギーの連邦化と地域主義—連邦・共同体・地域圏の並存と地方自治の変貌—』の著者佐藤竺の編による資料集。改正内容を含むベルギー憲法、ワロン地方民主制・分権法典、リエージュ県議会規則などを日本語に翻訳したもの。」と説明される。同研究所ウェブサイトの「出版物」・「研究所資料」No.119として掲載されており、ウェブからの参照が可能である（<http://jichisoken.jp/publication/researchpaper/119/>）。

改正を経て⁴、以下「Ⅱ」で示す現行条文に至っている。

3. 日本法との対照及び立法の構造

国の行政機関に関するわが国の情報公開法は1999年に制定された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号。以下は「行情法」という）であり、全27条で構成されている。条文数の対照からしても、全14条から成るベルギー情報公開法はかなり概括的な内容の立法であることが窺える。

ベルギー情報公開法は、連邦の行政府を対象を限定する（第1条）。立法府及び裁判所を対象としていない点においては、わが国と同様である⁵。なお、第1条が、連邦の行政府として国務院に関する再編法律（lois coordonnées sur le Conseil d'Etat）⁶第14条が規定する行政機関を明示していることからすれば、わが国で自衛隊が行情法の対象となることは対照的に）軍隊はこれに含まれないものと解される。

対象となる行政文書については第1条が広く定義する。管理が及ぶ範囲を射程している点では、わが国の行情法の場合に類する。他方で、開示請求の方法については、文言上「書面」によらなければならない（第5条）。この点ではわが国よりも狭いといえる。なお、わが国の一部の情報公開条例上でのみ認められている濫用的な申請に基づく開示請求の拒否根拠⁷がベルギー情報公開法には存在する（第6条）。申請が明らかに濫用にあたる場合に、国レベルでの開示請求の拒否を認める明文規定を有する点で特徴的といえる。

ベルギー情報公開法では、第6条が行情法第5条の不開示事由に相当する。

4 以下本文「Ⅱ」での出典にもなるが、情報公開法についても同上 <http://www.ejustice.just.fgov.be/> から検索・参照した（仏語版。2020年10月から2021年3月にかけてアクセス）。

5 なお、わが国における国会及び裁判所の情報公開の概要については、井上禎男「会議・議事録の公開」高木光＝宇賀克也編『行政法の争点』（有斐閣・2014年）66頁でも触れた。

6 「設置法律」「組織法律」ではなく、「再編法律」であることの意味も含めて、ベルギー国務院／コンセイユ・デタにつき、奥村公輔「ベルギー国務院関係法令集」成城法学第87号（2020年）169－251頁を参照。

7 濫用規定の位置付け及び意味については、さしあたり、井上禎男「行政と説明責任」琉大法学第96号（2017年）106頁以下及び同・法教 No.432（2016年）26頁を参照。

不開示の枠組みとしては、わが国の「個人情報」、「法人等情報」、「国の安全等情報」、「公共の安全等情報」、「審議・検討等情報」及び「事務・事業情報」に相当する不開示事由を看取できる。

同じく第6条は、開示決定等の期限についても定める。行情法第10条及び第11条と比べると、原則30日である点では同じであるが、延長可能な日数が15日となっており、わが国の30日より短い。もっとも、延長期間を経過して通知が行われない場合には拒否処分とみなされることになる。

ベルギー情報公開法の第4条、第5条及び第6条の規定に従うと、開示の方法は閲覧及び書面による写しの交付となる。ここでの電子媒体ないしオンラインによる写しの交付の余地については、少なくとも条文上は明らかではない。手数料についての第6条をみる限りでは、請求手数料については明記されない。実施手数料として写しの交付については、第12条によって国王が定める金額が徴取される仕組みとなっている。

こうした行情法との対照は、ベルギー情報公開法第I章「総則」規定（第1条）及び第III章「請求に基づく開示」規定（第4条ないし第12条）におけるものである。一方で、ベルギー情報公開法は第II章（第2条及び第3条）として「請求によらない公開」、つまり開示請求に基づかない行政情報の公開ないし情報提供について規定している。わが国とは対照的な構造上の特徴といえる。

最後に、公文書管理との関係で行政文書の公文書館への移管について定める第11条、さらには第8条所定の「行政文書へのアクセスのための委員会」の役割等も注目される。情報公開法制と密接にかかわるこうした公文書管理法制及び情報公開分野での独立行政機関の機能分析⁸については、今後の検討課題としたい。

8 わが国にはない法制度設計であるが、ここではフランスの情報公開に関する第三者機関である「行政文書へのアクセスに関する委員会（CADA：Commission d'accès aux documents administratifs）」との対照ないし比較の余地も考慮し得ると考えられる。なお、CADAについては、フランスの個人情報保護に関する第三者機関である「情報処理と自由に関する全国委員会（CNIL：Commission nationale de l'informatique et des libertés）」との管轄区分や両機関の協調体制についても看過できないだろう。CADA及びCNILについては、井上禎男「フランスにおける個人情報保護第三者機関の機能と運用—2004年改正1978年個人情報保護法とCNILの実務」人間文化研究（名古屋市立大学大学院人間文化研究科）第5号（2006年）155－193頁を参照。

II 条文⁹

行政の公開に関する法律

Loi relative à la publicité de l'administration

1994年4月11日制定

1994年6月3日公布

第I章：総則

第II章：請求によらない公開（Publicité active）

第III章：請求に基づく開示（Publicité passive）

第IV章：雑則（Dispositions finales）

第I章：総則

第1条

この法律は次の機関に適用される。

a) 連邦の行政機関

b) 連邦の行政機関以外の行政機関。ただし、連邦の権限に関する理由から、この法律が行政文書（documents administratifs）の公開を禁止または制限する場合に限る。

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 行政機関 — 国務院に関する再編法律 (lois coordonnées sur le Conseil d'Etat) 第14条が規定する行政機関
- 2 行政文書 — 行政機関が管理するあらゆる形態の情報すべて

9 出典は前掲注4に同じ。なお、訳出にあたっては、2021年2・3月の段階での筆者の全訳について、一般財団法人 行政管理研究センター主任研究員・武藤桂一氏からご意見を賜る機会を得た。武藤氏によって筆者が見落としていた部分等に気付くことができ、訳出を再考する機会を得られたことで、さらなる条文理解を深めることができた。以下の注10以降は、特に武藤氏への回答として訳文の内容理解を進めた箇所となる。本稿での訳注として補完しておく。武藤氏に記して御礼を申し上げる。

- 3 個人に関する文書 (document à caractère personnel) — 個人 (une personne physique) に関する評価または価値判断が記載され、当該個人の氏名または当該個人につき容易に識別することが可能である行政文書、もしくは個人の行動が記載され、その公表 (divulgateion) によって当該個人への損害 (préjudice) が明らかに生じ得る行政文書
- 4 (削除)
- 5 (削除)

第II章：請求によらない公開

第2条

連邦の行政機関の活動に関する明確かつ客観的な情報を国民に提供することを目的として、

- 1 国王は閣議を経たアレテ (arrêté délibéré en Conseil des Ministres)¹⁰ によって連邦の情報事務にかかる組織及び業務を決定し、当該組織が情報提供に関する構想及び履行 (la conception et la réalisation de l'information) を業務とする専門機関としての性格を有する連邦の行政機関としての決定する。
- 2 連邦の各行政機関は、その業務の権限及び組織を記載した文書について開示請求者に公開し、その用に供するものとする。
- 3 連邦の行政機関からの通知に際しては、当該案件に関するより詳細な情報提供を可能にする者の氏名、身分 (la qualité)、住所及び電話番号を記載する。
- 4 連邦の行政機関から発せられる個人に関する決定または行政処分 (un acte administratif) を通知するあらゆる文書には、争訟 (recours)¹¹ の方法、

10 アレテは行政立法としての「政令」「命令」を指す。ベルギー国王が閣議を経て出すという意味では「勅令」等の訳も可能であると考えられるが、ここでは仏語版原典に従って本文のように訳した。

11 フランス法にあっては一般に「行政上の不服申立て」の場合には Recours administratifs、日本の取消訴訟に相当する「越権訴訟」の場合には Recours pour excès de pouvoir と表記する。そのため、この点を参考しつつ、単に recours である場合には「争訟」として広く捉えた。

それを知り得るための権限を有する機関（les instances compétentes pour en connaître）¹²、並びに争訟に関する形式及び期限を記載する。当該記載を欠く場合、争訟にかかる時効の進行は中断する（faute de quoi le délai de prescription pour introduire le recours ne prend pas cours）。

第3条

前条第1号及び第2号に規定する情報提供にかかる手数料（Les rétributions）の徴収は、実費とする。

第三章：請求に基づく開示

第4条

連邦の行政機関の行政文書を閲覧し、文書の写しの交付を受ける権利とは、この法律が規定する条件に従って、各人がすべての行政文書について即座に調査・閲覧し（peut prendre connaissance sur place de tout document administratif）、その項目（son sujet）にかかる説明を受け、写しの形式によってこれを受け取ることができることを意味する。

個人に関する文書については、て請求者は請求の利益を証明しなければならない。

国王は、この法律に基づいて、行政文書の閲覧（la consultation）または更正（rectification）のための市町村（administrations communales）¹³の関与について定めることができる。

第5条

行政文書の閲覧、閲覧に際しての説明または写しの形式によるその交付は、請求に基づいて行われる（ont lieu sur demande）。請求にあつては対象事項（la matière concernée）及び可能であれば対象行政文書を明示し、かつ請求は書面によって（par écrit）権限ある連邦の行政機関に対して行うものとする。行政

12 裁判所なのか個人情報保有する行政機関なのか、その双方なのか。要は、本条が教示に関わる規定であることから、文言のみで判断する限り、教示にかかわる機関として捉えれば足りると考えた。

13 連邦制を構成する州については、その多くが「地方自治体」と理解されるという武藤氏からの指摘を受け、さらに communales の意味が一般的に「市町村」に限定されることも踏まえ、administrations communales については「市町村」と訳した。

文書が公文書館に移管されている場合も同様とする (même si celle-ci a déposé le document aux archives)。

閲覧、説明または写しの形式によるその交付の請求が、対象となる行政文書を保有していない連邦の行政機関に対して行われた場合、当該行政機関は、請求者に対して遅滞なくその旨を通知し、かつ対象となる行政文書を保有していると考えられる行政機関の名称及び所在地 (la dénomination et l'adresse) を知らせるものとする。

連邦の行政機関は、書面による請求の受領日に応じて登録簿 (un registre) に記載する。

第6条

- ① 連邦の行政機関または連邦以外の行政機関 (L'autorité administrative fédérale ou non fédérale) は、公開の利益 (l'intérêt de la publicité) が以下の各号に掲げる利益の保護を上回らないと認める場合、行政文書の閲覧、閲覧に際しての説明または写しの形式による交付を拒否する。
- 1 住民の安全 (la sécurité de la population)
 - 2 市民の自由及び基本権 (les libertés et les droits fondamentaux des administrés)
 - 3 ベルギー連邦での国際関係
 - 4 公共の秩序、国家の安全、国防
 - 5 処罰行為の捜査または訴追 (la recherche ou la poursuite de faits punissables)
 - 6 連邦の経済的または財政的利益、通貨または公的信用
 - 7 行政機関に提供された企業情報または製造情報 (fabrication communiquées) にかかる機密性 (le caractère par nature confidentiel)
 - 8 処罰行為または処罰行為すべき行為を告発するため、行政機関に対して匿名で文書または情報を提供した者の身元の秘密
- ② 連邦の行政機関または連邦以外の行政機関は、行政文書の公開が次の各号に掲げるものを害すると認める場合、この法律に規定に基づき行政機関に対して行われる行政文書の閲覧、閲覧に際しての説明または写しの形式による交付を拒否する。

- 1 私生活 (la vie privée)。ただし、当該個人が書面によって当該文書の閲覧または写しの形式によるその交付に事前に同意している場合は除く。
 - 2 法律に基づく守秘義務
 - 3 連邦政府及び連邦の行政権限に属する機関が行う審議の秘密、並びに連邦の機関が参加する審議の秘密
- ② の2（削除）
- ③ 連邦の行政機関は、次の各号に掲げる場合ないし請求において、行政文書の閲覧、閲覧に際しての説明または写しの形式による交付を拒否し得る。
- 1 請求にかかる行政文書が未完成または不完全 (inachevé ou incomplet) であるため、公開によって誤解を生ずると認められる場合
 - 2 請求が、任意かつ匿名で (librement et à titre confidentiel) 機関に対して表明された意見または見解にかかわる場合
 - 3 請求が明らかに濫用にあたる場合
 - 4 請求の内容が過度にあいまいである場合
- ④ 第1項から第3項までの規定に基づき、行政文書の一部を不開示とすべき、または不開示とし得る場合、行政文書の閲覧、閲覧に際しての説明または写しの形式による交付はその余の部分に限定される。
- ⑤ 連邦の行政機関が公開請求に速やかに応じることができない場合または拒否する場合は、請求を受理した日から30日以内に延期または拒否の理由を通知するものとする。延期の場合には、15日を超えて期間を延長することはできない。

当該期間に通知がなされない場合、当該請求は拒否されたものとみなされる。

（[以降の本条] 削除）

第7条

連邦の行政機関の文書に個人に関する不正確または不十分な (inexactes ou incomplètes) 情報が含まれることを当該個人が明示した場合、当該機関は無償で必要な訂正 (les corrections) をしなければならない。この訂正 (rectification) は、他の法律に規定される手続の適用を妨げず、当該個人の書面による求めに応じ

て行われる。

訂正の求めについて、連邦の行政機関は速やかな対応を留保することはできない。速やかに応じることができない場合または拒否する場合は、請求を受理した日から60日以内に延期または拒否の理由を通知するものとする。延期の場合には、30日を超えて期間を延長することはできない。当該期間に通知がなされない場合、当該請求は拒否されたものとみなされる。

訂正請求が、訂正を行う権限を有しない連邦の行政機関に対して行われた場合、当該行政機関は、請求者に対して遅滞なくその旨を通知し、かつ対象となる行政文書を保有していると考えられる行政機関の名称及び所在地を知らせるものとする。

第8条

- ① 行政文書へのアクセスのための委員会 (Une Commission d'accès aux documents administratifs [井上注：以下は「委員会」「当該委員会」と略する。]) を設立する。

国王は、閣議を経たアレテによって当該委員会にかかる組織及び業務を決定する。

- ② 請求者は、この法律に基づく行政文書の閲覧または訂正が困難である場合（第6条⑤第3文に規定される明示の拒否の場合を含む）、関係する連邦の行政機関に再検討を求めるとともに、委員会に意見を求めることができる。

委員会は請求を受理した日から30日以内に請求者及び関係する連邦の行政機関にその意見を通知するものとする。当該期間に通知がなされない場合、意見はないものとしてみなされる。

連邦の行政機関は、委員会の意見を受理した日または上記通知の期間が終了した日から15日以内に、請求者（及び委員会）に再検討の請求を承認するか、拒否するかを決定し通知する。当該期間に通知がなされない場合、当該請求は拒否されたものとみなされる。

請求者は、1973年1月12日の国王令によって再編された国務院に関する法律 (lois sur le Conseil d'Etat, coordonnées par arrêté royal du 12 janvier 1973) に基づいて、上記決定に対する訴えを国務院に提起することができる。

る。委員会の意見が出されている場合、国務院への当該訴えはこれを添えて行う（*est accompagné*）ものとする。

- ③ 委員会は、連邦の行政機関からの諮問に応じることができる。
- ④ 委員会は、行政の公開に関する法律の適用一般に関する意見を自ら述べるることができる。委員会は立法府に対し、この法律の適用または改正に関する提言を行うことができる。

第9条

著作権で保護された著作（*une oeuvre protégée par le droit d'auteur*）を含んだ連邦行政機関の行政文書にかかる開示請求の場合には、文書閲覧許可または当該文書についての著作権者または著作権を譲渡された者の承認（*l'autorisation de l'auteur ou de la personne à laquelle les droits de celui-ci ont été transmis*）にかかる即座の説明を行う必要はない。

著作権で保護された著作につき、写しの形式による交付を受ける場合には、著作権者または著作権を譲渡された者の事前の承認を要するものとする。

いずれの場合にあっても当該機関は、当該著作が著作権によって保護されていることを明示するものとする。

第10条（削除）

第11条

この法律の規定は、連邦の行政機関によって公文書館に移管される文書にも適用する。

連邦公文書館館長（*L'administrateur d'archives fédérales*）は、この法律の実施（*l'application*）に協力しなければならない。

関係公文書館による秘密のための指定期間（*délai fixé pour le secret des archives concernées*）が経過した後は、第6条所定の適用除外理由は適用されない。

本条の上記諸規定（*Les alinéas premier à trois*）は、公文書館に関する法律の規定が適用される王国総合公文書館（*Archives Générales du Royaume*）及び各州

の公文書館 (Archives de l'Etat dans les Provinces)¹⁴には適用されない。

第12条

行政文書の写しの交付については、国王が定める金額での手数料 (une rétribution dont le montant est fixé par le Roi) を徴収することができる。

第IV章：雑則

第13条

この法律は、行政についてのより広い範囲での公開を規定する法律の適用を妨げるものではない。

第14条

この法律は、官報 (Moniteur belge) 掲載後6か月以内に国王が定める日から施行する。

【2021年6月30日脱稿】

【2021年9月2日校了】

14 les Provinces における Archives de l'Etat であるため、州に設置された国の公文書館であると解した。ベルギーの公文書館については1955年6月24日の法律が2009年5月6日の法律第126条以下によって改正されており、国王が一定の条件にかかる決定に関与する仕組みを窺うことができる。そのため、以前から王令によって存在していた一部エリアの公文書館に加えて、2009年以降に現在の体制としての各州設置に至っているようである。そうすると「ディポジトリ=拠点」であって、「州立」を意味しないものと解した。もっとも、州のアーカイブの管理運営が州によるかは、ベルギー公文書館ウェブサイト (<http://www.arch.be/>) の「歴史」(History of the institution - State Archives of Belgium) を参照してもはっきりとしない。本条の仏語原典の文言上は、「公文書館に関する法律の規定が適用される A 及び B」という構文であるため、B は単に「各州の公文書館」または「各州に設立される公文書館」として、あえて「国立」の文言を付さず省略することにした。